

所定の伝染病にかかった場合は、登園の際に医師の「登園許可証明書」が必要です。下記の表を参考に、かかりつけの医師に証明書を記入していただき、お持ちの上登園してください。

登園許可証明書が必要な伝染病と出席停止期間

インフルエンザ	：発症した後 5 日を経過し、かつ解熱したあと 3 日を経過するまで
百日咳	：特有な咳がなくなるまで
麻疹（はしか）	：解熱したあと、3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	：腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	：すべての発疹が消えるまで
水痘（みずぼうそう）	：すべての水疱が「かさぶた」になるまで
咽頭結膜熱	：主な症状が消えた後、2 日経過するまで
結核	：医師の診断の下、伝染の恐れがなくなるまで
急性出血性結膜炎	：医師の診断の下、伝染の恐れがなくなるまで
流行性角結膜炎	：医師の診断の下、伝染の恐れがなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157）	：医師の診断の下、伝染の恐れがなくなるまで

----- きりとり -----

【登園許可証明書】

園

園 名： よこはま風の遊育

園児名： _____

病名： _____

登園停止期間： 年 月 日から 年 月 日まで

上記の病名により療養中でしたが、本日診察の結果、伝染の可能性はないと判断し登園を認めます。

医療機関名：

医 師 名： _____ 印

年 月 日